

2017年度 山形県予算編成に向けた連合山形「県所管部門との意見交換」

I. 行政改革について

1. 「やまがた創生総合戦略」の推進について

- (1) 「やまがた創生総合戦略」の推進に当たっては、広域課題についての調整、先導的役割、専門的な指導・支援の役割を積極的に行い、地域の過疎化や地域産業の衰退に歯止めをかけるよう取り組むこと。とりわけ、2016年4月から新体制に移行した総合支庁については、従来の「総合出先機関」に加え、市町村との連携や調整など地域支援機能強化を担う観点から、単に国・政府からの事業・情報を市町村に伝達・指導を行うのではなく、県民・市町村の実情を掴んだうえで、市町村が必要とする支援及び事業を行うことにより、「やまがた創生総合戦略」に掲げる具体的施策をより推進する役割を果たすこと。
- (2) 「やまがた創生総合戦略」における「挑みの八策」を着実に推進することとともに、各市町村総合戦略の実施事業に人的・財政的支援をすること。特に、人口問題にかかわり、地域医療構想など現行・新規の各種計画との整合性をはかること。

4. 指定管理者制度の導入について

地方職員共済組合山形県支部が民間業者に業務委託して管理していた山形県職員会館「あこや会館」が一時休館し、従業員の賃金未払いが発生したことは、経費削減を目的としたサービスの低下と労働者へのしわよせの典型的な事例であった。

県が実施する指定管理者制度においては、県民へ負担を負わせ、行政の責任軽減・放棄とならないよう、安易な制度利用を改善するとともに、受託者能力の確認と賃金支払い状況の確認など、運用についても改善すること。また、「官制ワーキングプア」と呼ばれる労働者を生み出さないために、公契約条例の制定についても積極的に検討していくこと。

II. 雇用・労働について

3. 女性が就労しやすい職場づくりの促進について

連合山形が今年5月に実施した「女性のための全国一斉労働相談」では、「パワハラ・マタハラ・セクハラ」による劣悪な職場環境や、人間関係で悩んでいる女性から多くの相談が寄せられた。また、山形労働局の調査によると「マタハラ」に関する労働相談が一昨年度と比較し倍増しており、山形県労働条件調査においてもマタハラ対策について何も実施していない企業が53.8%にのぼるなど、企業への周知が徹底されてない現状となっている。

山形県では「女性の雇用環境改善支援事業」において、中小企業事業所に「雇用環境アドバイザー」を派遣し、女性を支援する法制度の周知や助言を行っているが、更に踏み込んだ取り組みが求められる。

「雇用環境アドバイザー」が各種ハラスメントの実態調査し、労務管理者だけでなく従業員も含めた啓発活動を積極的に行うことにより、各種ハラスメントを起因とした離職に繋がらないよう、取り組みを強化すること。

5. 若者早期離職の抑制について

新規学卒者（大学、大学院卒）の就労3年以内の離職率（現在31.5%）の水準改善に向け、就労3年以内の若者を対象とした研修会などを開催していくことにより、早期離職者の抑制をはかること。さらには、終了後も定期的に交流会を開催するなど、同年代との情報交換や仲間意識の醸成をはかりながら、早期離職の抑制に歯止めをかける対策を早期に講じること。

Ⅲ. 産業・環境政策について

2. 中小企業の経営力強化と連携強化について

(1) 「ものづくり」産業領域での就業人口減少が顕著になっている中、良質な雇用を確保していくためには、最先端技術、高機能製品の研究・開発の強化や、現場の地道な努力を重ねながら高品質な製品を供給するなど、比較優位性を確保できる経営力を高めることが重要であり、そのリーダー（経営者）の資質（知識、見識、マインド）に大きく左右される。その経営力を高めていくには、現状を把握し、効果的にリーダー（経営者）を育成していくことが必要である。東北経済産業局では「ステップ・ゼロ」プロジェクトを立ち上げ、経営の実践型の情報収集と分析を推進していることから、県が率先して活用し、大学や地域の支援機関と連携しながら、企業・組織の経営力強化に取り組むこと。

6. 災害時の緊急物資輸送対策について

熊本地震を受け実施された「プッシュ型」の支援物流について、現地の要請を待たず物資を送り、要の民間物資拠点がいち早く機能し、東日本大震災の教訓を踏まえた事前準備が奏功したといわれている。その一方で、課題は自治体の物資拠点であり、荷役機器の未整備、現地職員のノウハウ不足などが浮き彫りとなり、国土交通省は「対応を検討する必要がある」としている。

このことから、山形県や関係行政機関として、すでに災害時の避難所運営の在り方や、救援物資の集配送拠点整備など対応もしているが、熊本地震の教訓や地域性を踏まえた対策の見直しを検討すること。さらには、国や自治体、物流業者などと共同で「災害時物流確保対策検討会（仮称）」を設け、被災者の手元に速やかに物資が行き渡るようなシステムを構築すること。

Ⅳ. 社会保障について

4. 子育てに関する施策の充実について

2015年4月より施行されている「子ども・子育て支援新制度」について、子どもや子育て家庭が置かれている環境や地域実情を踏まえ、常に進捗状況を評価し、制度内容の改善や事業内容の見直しをはかり、制度をよりよいものとするため次の内容を充実させること。

(1) 県ではワーク・ライフ・バランスを推進するため、待機児童の解消に向け、市町村保育所の整備や多様な保育サービスの充実など「量的支援」を行ってきているが、本来保育がめざす「養護と教育」の一体的な提供という役割を果たすには「質」が問われている。このことから、保育士の処遇の改善はもとより、保育士の非正規化が常態化している現実を改善し、保育環境の質の向上に向け支援すること。

(2) 昨年度「民間団体を活用した妊産婦等訪問支援・産後ケア実証モデル事業」を実施し、子育て家庭の不安に寄り添った支援を行い、子育て環境の整備に努力しているが、市町村・NPOとの連携をさらに強化し、顕在化している子育て家庭の孤立、貧困の拡大、児童虐待の解消など切れ目なく支援すること。

(3) 県内では一人親家庭が11,000世帯を超え、18歳未満の子どもの8.9%が一人親家庭となっており、その内54.6%が貧困状態といわれている。今年3月には「山形県子どもの貧困対策推進計画」が策定され、その支援母体である「ひとり親家庭応援センター」が開設された。

しかし、「日々の厳しい生活環境の中で公的支援制度を知らない」「窓口までたどり着けない」という方々が非常に多いことから、生活困窮者を早期の支援に結び付けるための体制づくりを早急に確立すること。

(4) 仕事と家庭の両立の観点から「病児・病後児対応型並びに体調不良児対応型保育制度」が確立されてきているが、制度を必要とされる家庭に認知されていない状況である。このことから、保護者への情報の提供の強化と、さらなる対応施設の拡充、併せて自治体窓口の一本化など、迅速で利便性の向上につながるシステムを構築すること。

(5) 医療的ケアを必要としている子どもと、保護者のための子育てサポートを充実させること。

6. 障害者差別解消法の施行に伴う施策の充実について

(1) 今年4月から、障害者差別解消法と県の関係条例が施行され、障がい者差別の解消に向けた制度が動き出し、そのひとつとして、県は全国に先駆け「心のバリアフリー推進員」の養成に取り組んでいる。この取り組みを全国に発信することで、推進員のモチベーションへの相乗効果も期待できることから、障がい者差別のない社会運動として好循環が実現するよう取り組むこと。

(2) 条例の実効性を高め、ノーマライゼーションを推進するため、労働、医療、福祉、教育等の現場や市町村への周知・徹底するとともに、相談窓口についても、広く県民に周知すること。

V. 教育政策について

1. 教職員の実務実態調査結果による具体的施策の実施について

文部科学省が2016年度から定期的(5年に1度)小中学校の教職員の勤務実態調査を実施し、勤務時間の長短、各学校への増員配置や外部人材活用などの施策の影響について、検証することとしている。

山形県として、これらの検証結果に基づいて、教職員の負担軽減のための具体的な施策や、ハンドブックを関係機関と連携し策定すること。また、教職員のストレスチェック制度が義務化されていない市町村の実態把握と、未実施市町村に対し財政措置も含め県として指導すること。

5. 県の奨学金事業未返還者への対応と事務手続きの改善について

2014年度県が発表した奨学金事業の、独立行政法人「日本学生支援機構」移管の高校の奨学金事業未返還額に対し、県は対策マニュアルにより対応するとしているが、低所得層への配慮など具体的な対応や、未返還の回収状況について開示すること。

また、各種奨学金の利用者が増加する中、奨学金の事務手続きは学校の教員が担当し、事務手続きの煩雑さでミスが発生も懸念される。このため、担当となる教員は、精神的にも肉体的にも疲弊していることから、教員が授業に専念できるよう、奨学金事業事務手続きを行うための担当者を、各校に派遣してもらうよう関係団体に働きかけること。